

香川高等専門学校総務・広報室規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、総務・広報室の組織等について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 総務・広報室は、学外からの要望を聴取し、教育研究活動の広報活動に係る企画・立案及び連絡調整等、広報活動の強化を図るとともに、積極的な情報発信を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 総務・広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学校要覧等広報誌の発行に関する事。
- 二 ホームページの運営に関する事。
- 三 入学者の受入及び求職に対する広報に関する事。
- 四 情報公開に関する事。
- 五 その他総務・広報に関する必要な業務

(組織)

第 4 条 総務・広報室に、室長、副室長及び室員を置く。

(室長)

第 5 条 室長及び副室長は、教授又は准教授の中から校長が任命する。

- 2 室長は、総務・広報室の業務を掌理する。
- 3 副室長は、室長を補佐し、総務・広報室の業務を整理する。

(室員)

第 6 条 室員は、教職員の中から校長が任命する。

- 2 室員は、室長、副室長の下に総務・広報室の業務に従事する。

(室長、副室長及び室員の任期)

第 7 条 室長、副室長及び室員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 8 条 総務・広報室の円滑な運営を図るため、香川高等専門学校総務・広報室会議（以下「総務・広報室会議」という。）を置く。

- 2 総務・広報室会議は、総務・広報室長が招集し、議長となる。
- 3 総務・広報室長に事故あるときは、あらかじめ総務・広報室長の指名する者が議長の職務を代行する。

(事務)

第9条 総務・広報室の事務は、学務課、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、総務・広報室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川高等専門学校総務・広報室委員会規程（平成21年10月1日施行）は廃止する。